

青森県屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正理由

県では、青森県行財政改革行動計画における取組として、デジタル技術の活用により県民の利便性の向上等を図るため、アナログ規制の点検・見直しを進めることとしているが、本見直しの一環として、青森県屋外広告物条例施行規則について一部を改正するもの。

2 改正内容

屋外広告業者が備えることとされている注文者の氏名又は名称及び住所等を記載した帳簿については、電子計算機に備えられたファイル又は特定の記録媒体（磁気ディスク）等への記録をもって当該帳簿への記載に代えることができるが、磁気以外の方法で記録する媒体（USBメモリ等）やクラウドサービスの利用等も可能であることを明確にするため、特定の記録媒体を指定しない用語（「電磁的記録媒体」）に改める。

3 新旧対照条文（案）

別添のとおり。

4 施行期日

公布の日から施行する。